

別表（第2条関係）

区分	児童の状況
(1) 家庭外労働	保護者のいずれもが昼間において毎月過半日数以上、毎日4時間を超え居宅外で労働することを常態としているためその児童の保護ができず、かつ同居の親族その他の者もその児童の保護にあたることができない。
(2) 家庭内労働	保護者のいずれもが昼間において毎月過半日数以上、毎日4時間を超え居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としているためその児童の保護ができず、かつ同居の親族その他の者もその児童の保護にあたることができない。
(3) 母親の出産等	母親の妊娠・出産により児童の保護ができず、かつ、同居の親族その他の者もその児童の保護にあたることができない。 ア 妊娠の場合は産前2ヶ月、出産の場合は産後3ヶ月までの者
(4) 病気負傷等	保護者のいずれか又は、同居の親族が次の事項に該当してその児童の保護にあたることができない。 ア 児童を保護することができない程度以上の疾病又は負傷して治療中の者 イ 身体若しくは精神に障害を有している者
(5) 病人の看護等	児童の家庭等に長期にわたる疾病又は心身に障害のある者がおり保護者のいずれかが昼間において毎月過半日数以上、毎日4時間を超え居宅の内外で常時その看護に従事しているためその児童の保護ができず、かつ同居の親族その他の者もその児童の保護にあたることができない。
(6) 家庭内の災害	火災、風水害、地震等の災害によってその児童の居宅を消失又は、破損等によりその復旧のためその児童の保護ができない。
(7) その他	(1)～(6)のほか、明らかに保護に欠けると認められる児童。